自治基本条例 検証結果概要

(条文改正、逐条解説改正及び新たな取り組みを行うもの) 下線部分が改正箇所

条文改正	
検証結果	検 証 前
(例示) 第5章 市政運営 に追加 <u>(組織)</u>	
第条市長は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着	
実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりや	
すい組織の編成に努め、常にその見直しに努めなけれ	
ばならない。 (追加) 2 市長等は、効率的かつ効果的に組織を運営しなけれ	
2 市及等は、効率的が 7 効果的に組織を連貫しなりれた ばならない。 (追加)	
(例示) 第5章 市政運営 に追加	
(出資法人等)	
第 条 市長等は、市が4分の1以上出資している法	
人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に対	
して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われる とともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達	
さともに、川の山賃 した目的が効果的が予効率的に達成できるよう、必要な指導及び助言を行うことができ	
る。 (追加)	
2 市長等は、出資法人等の財政状況を市民にわかりや	
すく公表しなければならない。 (追加)	
(コミュニティ)	(コミュニティ)
第35条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつ	第35条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつ
ながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかか	ながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかか
わりながら活動をする市民の <u>団体など</u> をいう。以下同じ。)への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地	わりながら活動をする市民の <u>団体</u> をいう。以下同じ。)への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地
域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものと	域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものと
する。	する。
2 略	2 略
逐条解説改正	
検 証 結 果	検 証 前
第1条【解釈・運用】	第1条【解釈・運用】
○ この「自主自立のまち」とは、地方公共団体の存立	○ この「自主自立のまち」とは、地方公共団体の存立
目的である住民の福祉の増進のための前提となる状	目的である住民の福祉の増進のための前提となる状
態であり、本条例では、主権者である市民による自治な一屋推進することによって、今ての市民の表類感染	態であり、本条例では、主権者である市民による自治な一層推進することによって、そのような出館な
を一層推進することによって、 <u>全ての市民の幸福感や</u> <u>充実感あふれる社会を</u> 市全体として実現していくこ	を一層推進することによって、 <u>そのような状態を</u> 市全体として実現していくこ
とを目的とする。	

検 証 結 果	検 証 前
第44条【解釈・運用】	第44条【解釈・運用】
条文を適切に解釈していない部分があることから、再	○ なお、広く市民の意見を聴く具体的な方法として
検討し整理するよう求める。	は、一般的には審議会のような調査審議機関での検討
	やパブリックコメントの実施が想定されるが、改正の
	内容や範囲などに応じて、その他の適切な手法を選択
	することを可能にしたものであり、例えば、法令改正
	などに伴う形式的な文言修正のための条例改正の場
	合には、市長がその権限と責任の下で、簡易な措置を
	選択することも可能であると解するものである。

新たな取り組み

(地域自治区) 第32条全体として

・市民会議の指摘を受け、検討組織の設置等により、課題を解決し具体的な取り組みを推進する。

※条文改正、逐条改正雄及び新たな取り組みを行うもの以外については、自治基本条例検証結果及び 自治基本条例検証シート(検証結果)を参照ください。